

玄海 4 号機に係る使用前検査申請書の変更内容及び
試験使用承認の再申請内容について

1. 玄海 4 号機使用前検査申請書

○ 検査を受けようとする期日

	変更前	変更後
一号検査	自 平成29年 10月23日 至 平成30年 3月	自 平成29年 10月23日 至 平成30年 <u>3月15日</u>
三号検査	自 平成29年 12月 至 平成30年 4月	自 平成29年 <u>12月5日</u> 至 平成30年 <u>4月17日</u>
四号検査	平成30年 5月	自 平成30年 5月 至 平成30年 <u>6月</u>
五号検査	平成30年 6月	平成30年 <u>7月</u>

[使用前検査の検査事項]

- 一号検査: 構造、強度又は漏えいに係る検査ができる状態になった時に、材料、寸法、外観・据付、耐圧・漏えいなどを確認する
- 二号検査: 蒸気タービンの車室の下半分の据付が完了した時及び補助ボイラーの本体の組立てが完了した時に、材料、寸法、外観・据付、耐圧・漏えいなどを確認する
- 三号検査: 原子炉に燃料を装荷することができる状態になった時に、機能又は性能を確認する
- 四号検査: 原子炉の起動を開始することができる状態になった時に、機能又は性能を確認する
- 五号検査: 定格熱出力一定運転時において、最終的に発電所の総合的な性能を確認する

2. 玄海 4 号機試験使用承認申請書

○ 使用開始予定日

平成30年 6 月10日から使用前検査の合格日まで、原子炉本体を試験使用する。

以 上